

令和4年度法務省調達改善計画の概要

目的

法務本省及び地方支分部局等の全庁において、更なる調達の適切性・透明性の確保、調達事務の効率性の向上等を旨すとともに、PDCAサイクルにより、調達の透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組む。

調達の現状分析(令和2年度)

◆法務省の調達の全体像

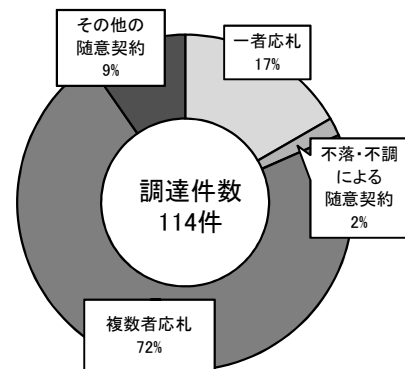
- ・ 契約件数 7,352件
- ・ 契約金額 2,334億円
- ・ 競争性のある契約 5,906件(80%)、2,031億円(87%)
- ・ 競争性のない随意契約 1,446件(20%)、303億円(13%)

◆競争契約全体に占める一者応札の割合

- ・ 件数ベース・・・17%(962件)
- ・ 金額ベース・・・42%(819億円)

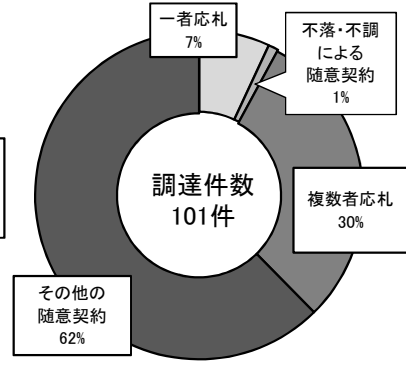
電力・ガス調達の現状分析(令和3年4月～12月)

◆電力調達の応札状況



電力の総契約件数の72%が複数者応札

◆ガス調達の応札状況



ガスの総契約件数の30%が複数者応札

※新規参入が進んでいる地域(関東・中部・近畿・九州の一部)においては43%が複数者応札

調達改善の取組内容

◆重点的な取組

○電力調達・ガス調達の改善【各府省庁共通的な取組】

<選定理由>

電力・ガス小売全面自由化を踏まえ、複数者応札等に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

<取組内容>

・ 電力調達

- ▶ 調達単位の妥当性の検討(適切な電力量の確保、共同調達の実施等)
- ▶ 再生可能エネルギー電力の調達の実施

・ ガス調達

- ▶ 可能な案件について、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、競争性を確保するための調達方法を引き続き検討

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の解消)【各府省庁共通的な取組】

<選定理由>

情報システム関連を始め、一者応札の割合が高い調達類型があること等を踏まえ、各種取組を実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札を解消する必要がある。

<取組内容>

- ・ 入札前の取組(事前審査)・・・仕様の見直し・明確化、発注単位等の見直し、新規参入業者及び市場価格の調査等
- ・ 入札時の取組・・・・・・・・・公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実等
- ・ 入札後の取組(事後審査)・・・事業者等に対するヒアリングの実施、要因分析の実施、分析結果の集約・周知、契約監視会議における重点的審査、効果的な取組及び外部有識者による助言の情報共有等

○地方支分部局等における取組の推進

汎用的な物品役務等の調達について共同調達を行い、調達品目数の拡大や仕様及び調達単位の検討、他府省庁等との共同調達に取り組む。

◆共通的な取組

○調達事務のデジタル化の推進

調達事務のデジタル化の取組(オンライン形式による入札説明会の実施、電子メールによる見積書・請求書等の徴取、電子調達システムの活用による電子入札・電子契約の実施)を推進し、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。

◆その他の取組

「令和3年度法務省調達改善計画」で継続としてきた各取組について引き続き実施するとともに、総合評価落札方式による調達において、質上げ実施企業を評価する項目を設定するなどの取組を新たに実施する。

推進体制

- ◇ 「法務省行政事業レビュー推進チーム」による取組
- ◇ 外部有識者である法務省契約監視会議の各委員からの指導、助言

自己評価の実施・公表

- ◇ 上半期及び年度終了後における達成状況等の自己評価の実施・公表